## 第10回「みんなで創る自治基本条例町民会議」 委員意見取りまとめ結果

資 料 5

テーマ① : 条例の骨格について

|                 |   | T   |                                 |
|-----------------|---|---|---------------------------------|
| ①良いと思っ<br>た自治体名 | ②選んだ理由  | ③付け加えた方が良い項目  | ④削除した方が良い項目                     |
| 八雲町             | 全体的に条例内容が整っているから  | ◆用語定義に職員についても触れてはどうか。<br>◆議会(7章)議員の責務で、公人としての責任を明確にしたらどうか。  |                                 |
| 苫小牧市            | ストーリー重視から見て判り易い   | ◆「他の市町村等との連携協力」は、単独の方が良い<br>のでは。<br>◆「町民の権利、責務」に、姿勢、役割又は活動を盛<br>り込んではどうか。   | 自治推進会議等の常設の必要性に<br>疑問。          |
| 上越市             | 非核平和への寄与まで入っている。全体的に良い<br>のではと考えた。  |   |                                 |
| 八雲町             | 「町民主役の自治体」に向かって、行政運営、議会運営、町民参加と情報の共有、条例自体の見直しと実効性の担保が、体系だって整っている。   |   |                                 |
| 苫小牧市            |   |   |                                 |
| ニセコ町            | 制度条項に対応した具体的制度があるのが良い。  | ◆環境、ECOへの取り組みを加えてはどうか。<br>◆町職員が町づくりに自ら発信し、実行、実現する場面があってもいいのではないか。   | 個人情報保護など別に法律がある<br>ものは、いらないのでは。 |
| 八雲町             | 一目で理解するための要素が豊かであり、日常運<br>営過程を判断、評価するうえでも適当である。   | ◆「目的」は、誰が何を何のために条例を制定したのかを明確に文言として明記すべき(用語の定義と重複する場合もあるが)。<br>◆「理念」は、誰にでも理解し憶えてもらうようなものが理想<br>◆「基本原則」は、明確で基本的なものを(二大原則…情報共有、町民参加)<br>◆条例を自治制度、行政運営における最高規範と位置付けするならば総則に入れるべき。 |                                 |
| 上越市             | 主権者が町民であることが、全体にちりばめられている。また、内容的に必要な事項が網羅されている。(行政、議会とも、常に主権者である町民の利益を最優先に考えることが必要である。常に町民等を中心に据えて物事を考えたり、行動したりするべき。意識の変革が求められる。) | ◆現在、未来を見据えた上で、目指す姿を前文、目的で明示すべき。<br>◆住民参加を実現するための方法等の明示が必要では   |                                 |

| ①良いと思っ<br>た自治体名         | ②選んだ理由   | ③付け加えた方が良い項目  | ④削除した方が良い項目                                 |
|-------------------------|--|---|---|
| ニセコ町                    | <ul><li>◆「コミュニティ」が単独章となっているので。</li><li>◆わかりやすい内容だと思う。</li></ul>  | ◆条例の見直しを章に入れる(八雲のように)   | (議会の組織等)より<br>第19条等あまり深く記載しなく<br>て良いのではないか。 |
| 八雲町                     | 町の規模が似ていて、町民、町、議会に対して意<br>志確認ができると思う。  |   |   |
| 白老町                     | ◆議会に関する条項で「反問権」を取り入れていること。<br>◆情報共有の条項で町長・議員候補者は、選挙に当たり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう求めていること。   | ◆議会基本条例の制定を条項として明記すること。<br>◆財政運営について、条項として、具体的に明記すること。<br>◆広域連携についてより具体的に明記すること。<br>◆公益通報について条項として明記すること。<br>◆八雲町のように「町民自治推進委員会(仮称)」の<br>設置を明記すること。<br>◆福祉及び教育についての基本条例の制定。 |   |
| 白老町                     | わかりやすい(理解しやすい)   |   |   |
| 白老町                     | シンプルである。   |   |   |
| 苫小牧市                    | 他の市町と比べて章や条が少ない  |   |   |
| 八芸町<br>(二セコ町、<br>稚内市も参考 | 八雲町・・・人口も2万人くらいで、規模も同じなので、イメージし易い。かつ、新しいものには、色んなエッセンスがある。<br>ニセコ町・・・やはり、最初に苦労して作ったモノは、無視してはならない。<br>稚内市・・・全国の情報を集めており、作成の過程を参考にしたいところ。 | 「法」は絶対でなければいけないが、何処かで「作り<br>直す」作業は必要なので、その項目は必ず付ける。   |   |
| 白老町                     | ◆構成がわかりやすい<br>◆先進的な取組を行っている自治体の条例である   |   |   |
| _                       | ストーリー性のある条例<br>策定後に、作りっぱなしとならない様に、各員<br>が町民に対しての説明でき、活かされる条例を制<br>定したい。  |   |   |

| ①良いと思っ<br>た自治体名 | ②選んだ理由   | ③付け加えた方が良い項目   | ④削除した方が良い項目  |
|-----------------|--|--|--|
| 白老町             | ◆「まちづくりの基本原則」に自分が考える自治基本の2大重要事項が明記されていること<br>◆町民に対する表現で、「責務」ではなく、「役割」としたことで、自治基本条例に対する町民の思い(考え方)が柔らかくなる。 |  | 「情報共有」の中の「選挙」。<br>他市町村もそうだが、法律で規定<br>されているものをあえて入れる必<br>要性は感じない。 |
| ニセコ町            | ◆ストーリー性があり、「権利」、「義(責)<br>務」、「努力」のバランスが良い。<br>◆これまで数回に渡り学んだことから、条文がも<br>つ内容をある程度理解している。                   | (第11~13条) まちづくりに参加する権利 → 納税の義務等、受益者負担の項目を明記 自ら活動を行う努力を明確に(13条?)  |  |
| 白老町・八雲<br>町     | 総則の後に、まず「情報共有」と「町民参加」という部分が来て、前段であまり複雑になっていないような印象を受けたので選択した。  |  |  |
| 白老町             | ◆総則→(2大)原則→町民・議会・行政→最高<br>規範規定 と流れを掴みやすい。<br>◆議会の規定が充実している。<br>◆町民の意見等への取扱規定がある。                         | 基本原則の定義を具体に規定する(ただし、情報共有<br>と住民参加の2項目が原則であることが良いかどうか<br>の議論は必要)。 |  |

## 集計結果

- · 白老町 6.5人
- ·八雲町 5.5人
- ・ニセコ町 3人
- · 苫小牧市 3人
- ・上越市 2人